

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助について

葛飾区は、区立幼稚園の設置者として、区立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、経済的負担を軽減するために、令和7年9月から弁当食材料費の補助を実施しています。

1 対象者

葛飾区立幼稚園に在籍する園児の保護者

2 手続き方法

本チラシをお読みいただき、『葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書(以下「申請書」といいます。)』を在籍する幼稚園に提出してください。

※毎年度提出をお願いします。

3 提出期限

令和8年3月31日(火)までに提出してください。

4 結果の通知

区内で申請書内容を審査後、交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。各学期終了時に補助金の額を確定するため、実際に支給される補助金額は交付決定通知書記載の交付予定額と異なることがあります。

5 補助の方法

各学期終了後に、弁当の喫食状況に基づき、区が補助金を保護者に交付します。交付確定額は、補助金交付額確定通知書により通知します。

弁当の喫食状況は、幼稚園が区へ報告します。そのため、保護者が喫食実績を区へ報告する必要はありません。

6 補助金額

408円(日額)

※登園日の昼食を補助の対象とします。出席しなかった日は補助対象外となります。

7 申請書記入例

第1号様式(第5条関係)

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書
(兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書)

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書(第5条の規定により、下記の1の同意事項に同意し、2の事項を委任した上で、補助金の交付を申請します。)

記

1 同意事項(個人情報の取扱い)

補助金の交付決定に係る審査及び交付金額を決定するため、保護管理者(葛飾区教育委員会事務局学務課長)が、以下のとおり個人情報を利用することに同意します。

情報の保有課	利用する個人情報
戸籍住民課	対象園児及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書、続柄、異動内容及び異動年月日
学務課	対象園児の在籍園、学年、入園年月日、退園年月日

上記のほか、葛飾区立幼稚園が保有する対象園児に係る弁当持参実績

2 委任事項

葛飾区長により決定された葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金の請求に関する権限を、葛飾区教育委員会事務局学務課長に委任します。

お子さんの氏名を記入してください
複数のお子さんが在籍されている場合、
1人につき申請書を1枚提出してください

園児氏名	給食 花子
------	-------

4 補助金振込希望口座

葛飾区から私に支給される葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金は、今後以下の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

金融機関名 保護者(同一の方)の名前を記入してください	銀行 信用金庫 (信用組合)	金融機関コード				店名		支店コード		
		が	く	む	(中	本	支	5	5
口座番号							口座種別	普通	・	当座
口座名義人 (カタカナ) ※申請者名義 のみ	キ	ユ	ウ	シ	ヨ	7	タ	口	ウ	

葛飾区長 宛て
住所 葛飾区立石5-13-1-428
保護者氏名 給食 太郎
電話番号 (自宅・携帯) 03-0000-XXXX

令和8年4月1日

令和8年4月1日付け
としてください

【お問い合わせ先】
葛飾区教育委員会事務局学務課給食保健係(葛飾区役所 本館4階 428番窓口)
電話:(直通) 03(5654)8461~3

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付要綱

令和7年9月12日
7 葛 教 学 第 525 号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、区立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、弁当食材料費の補助を行うことにより、当該保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立幼稚園 葛飾区立の幼稚園をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 弁当食材料費 区立幼稚園に昼食として持参する弁当の食材料費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区立幼稚園に在籍する園児の保護者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、次条第1項の規定による申請をする日の属する年度（以下「算定年度」という。）において補助対象者が負担した弁当食材料費とする。

2 補助金の額は、日額408円とし、月額8,160円を上限とする。

3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において弁当食材料費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）（第1号様式）により、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）により補助金を請求する権限を葛飾区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、3月25日までに行うものとする。ただし、3月25日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(弁当持参日数の報告)

第7条 園長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に係る園児の弁当持参日数を、次の各号に掲げる学期ごとに、当該各号に定める日までに区長に報告しなければならない。

- (1) 1学期（算定年度の4月から7月までをいう。） 8月末日
- (2) 2学期（算定年度の9月から12月までをいう。） 1月末日
- (3) 3学期（算定年度の1月から3月までをいう。） 3月末日

2 前項の規定にかかわらず、園長は、区長から園児の弁当持参日数の報告の求めがあったときは、その都度報告を行わなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による報告の内容を審査し、補助額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助額を確定したときは、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付額確定通知書（第4号様式）により当該交付決定者に通知し、学務課長の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において弁当食材料費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(変更の届出)

第11条 交付決定者は、第5条の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月26日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度に限り第4条第1項の規定の適用については、同項中「次条第1項の規定による申請をする日の属する年度」とあるのは、「令和7年9月1日から令和8年3月31日まで」とする。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項の規定は、令和7年9月1日以降に補助対象者が負担した弁当食材料費について適用する。